

農業生産資材導入支援事業について

● 補助事業等の対象者



- 認定農業者・認定新規就農者
- 集落営農組織
- 実施計画書において水張面積の合計が50a以上の農業者

● 補助事業等の内容及び補助対象経費



マルチ、防虫・防鳥ネット、防草シート、園芸施設用被覆材等の農業生産資材購入経費

● 補助率又は補助金額



上限を30万円として、3分の1以内を支援します(百円未満切り捨て)
※対象経費は、税抜き価格が対象となります。

● 手続き

● 全体の流れ



● 交付申請

「重点交付金農業生産資材導入支援事業 申請時チェックリスト」を元に申請を行ってください。

※補助金の支払いは実績報告後から1か月程度かかる場合があります。

● 交付決定

予算の範囲内で対応するため、状況によっては希望どおりの金額とならない場合があります。

● 実績報告

「重点交付金農業生産資材導入支援事業 実績報告時チェックリスト」を元に申請を行ってください。

● 誓約



補助金で購入したものを他者に譲渡及び販売してはいけません。

● 購入・報告期限

原則、令和8年12月末までに購入し、令和9年2月1日までに実績報告が完了できること。



● アンケート調査



事業実施後のアンケートに回答する必要があります。

